

高槻ワーキングニュース

働き方改革関連法案が成立 来春より順次施行されます（厚生労働省）

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立しました（公布日：平成30年7月6日）。平成31（2019）年4月から、時間外労働の上限規制などの主要な改正規定が順次施行されます。

中小企業においては適用が当面猶予されるものもありますが、平成35年4月に控える時間外割増率猶予措置の廃止と併せ、就業規則・賃金規定の整備など、早い段階からの準備が必要です。

■働き方改革関連法案の概要■

	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">長時間労働の是正</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 残業時間を月100時間未満、年720時間を上限に規制 ・ 勤務間インターバル制度の導入で企業に努力義務 ・ 企業に有休5日間の取得を義務化 	9月ごろまでに労働政策審議会で制度の詳細を決める	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">4月1日施行</div> 但し、残業時間の上限規制は大企業のみ	4月から残業時間の上限を中小企業でも施行	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">多様で柔軟な働き方の実現</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高収入の専門職を労働時間規制の対象から外す高度プロフェッショナル制度の創設 ・ フレックスタイムの清算期間を3か月に延長 	秋ごろをめどに労働政策審議会で制度の詳細を決める	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">4月1日施行</div>		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">同一労働同一賃金の適用</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正社員と非正規労働者の不合理な待遇差の禁止 ・ 正社員との待遇差の説明を義務化 	秋以降に労働政策審議会でガイドラインを策定する	企業が社員規定などを整備	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">4月から大企業で施行</div>	4月から中小企業でも施行

■無料相談（中小企業・小規模事業者向け）をご活用ください■

就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用などについて社会保険労務士や経営コンサルタント等の専門家が無料でご相談に応じます（厚生労働省大阪労働局委託事業）。

●問合せ 大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター TEL:0120-791-149

中小企業の皆さまへ 無料でサポート
人手不足対策のために女性の活躍推進に取り組みませんか？
(厚生労働省)

従業員数 300 人以下の中小企業は平成 28 年 4 月 1 日より女性活躍推進法に基づいた一般事業主行動計画の策定・届出等が努力義務となっております。人手不足対策・働き方改革の近道として女性活躍推進法に取り組み、人材確保や働きやすい職場づくりにつなげましょう。

■一般事業主行動計画とは■

女性活躍推進法に基づき、自社の女性活躍に関する現状を把握、課題を分析し、その課題に基づいた目標を設定、達成するための一般事業主行動計画を策定します。行動計画には、①計画期間、②数値目標（1 つ以上）、③取組み内容、④取組みの実施時期を盛り込む必要があります。

STEP1	▶	STEP2-1 行動計画の策定、社内周知・外部への公表	▶	STEP3
自社の女性活躍に関する現状の把握、課題分析	▶	STEP2-2 女性の活躍に関する情報の公表	▶	行動計画を策定した旨を都道府県労働局へ提出

■一般事業主行動計画・届出のメリット■

- ◎ 公共調達において加点評価を受けることができる場合があります。さらに「えるぼし※3 頁に解説」認定企業はより高く評価されます。
- ◎ 日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）」の利用対象となります
- ◎ 目標を達成した事業主は、両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）の支給対象になります



■女性活躍推進アドバイザーによる電話相談・個別訪問支援（無料支援）■

女性活躍推進アドバイザー（女性活躍推進分野における企業支援の専門家）が、御社の女性活躍の状況（採用・継続就業・管理職割合など）把握や、課題分析、達成すべき目標の設定などについて、訪問や電話等により、個別にきめ細やかにアドバイスを実施します。

- ◆対象者 従業員数 300 人以下の中小企業経営者・人事労務担当者の方
- ◆実施期間 平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月中旬実施予定
- ◆申込方法 ①企業名②ご担当者名③電話番号④E-Mail を明記した申込書（様式自由）を下記連絡先まで FAX または、メール（PDF）にて送信下さい。後日事務局より打ち合わせのためご連絡いたします。

女性活躍推進サポートサイト

※ ホームページからもお申込みいただけます！

●問合せ・申込 **女性活躍推進センター東京事務局 一般財団法人女性労働協会**
TEL：03-3456-4412 FAX：03-6809-4472
E-Mail：suishin@jaaww.or.jp

解説コーナー：えるぼしとは？



女性活躍推進法第9条に基づき、同法に基づ

く一般事業主行動計画の策定・届出を行い、一定の基準を満たした場合には、申請を行うことにより大阪労働局長の認定を受けることができます。

認定を受けると、認定マーク「えるぼし」を求人広告、商品、名刺などにつけることができるようになり、認定を受けた企業であることを対外的にアピールできます。また、「公共調達における加点点評価」と「日本政策金融公庫による低利融資」の対象になります。

認定には三段階あり、えるぼしマークの上に輝く星の数がその段階を表します。大阪労働局管内では、平成30年6月12日現在、39社が認定されています。

●参考：大阪労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/content/contents/3007051550.pdf>

～労働者の健康確保のために～

労働安全衛生法に基づく健康診断を実施しましょう（大阪労働局）

労働者を1人でも雇用している事業者は、1年以内ごとに1回定期的に健康診断を実施することが法令で義務付けられています（労働安全衛生法第66条1項、労働安全衛生規則第44条）。

また、新しく労働者を雇い入れるときは、雇入れの直前または直後に健康診断を実施しなければなりません。なお、雇入時の健康診断は、適正配置や入職後の健康管理のためのもので、採用選考のためのものではありません（労働安全衛生法第66条1項、労働安全衛生規則第43条）。

さらに、深夜業などの特定業務に常時従事する労働者に対しても、配置替えの際及び6か月以内ごとに1回健康診断を実施しなければなりません（労働安全衛生法第66条1項、労働安全規則第45条）。

健康診断の項目等については、大阪労働局ホームページ（安全衛生＞労働衛生関係＞各種健康診断項目（健康診断を実施しましょう））で詳しくご案内しています。詳細をご確認いただき、労働者の健康管理に努めましょう。



《助成金制度のご案内》

中小企業が法律上健康診断の実施義務のないパートやアルバイトなどの非正規雇用労働者に対し、法定外の健康診断制度を従業規則等に規定して、4人以上健康診断を実施した場合、一定の基準を満たせば、キャリアアップ助成金（健康診断コース）が受給できます！

●お問合せ （保健）大阪労働局労働基準部健康課 TEL: 06-6949-6500
（助成金）大阪労働局助成金センター TEL: 06-7669-8900

9月は「障がい者雇用支援月間」 講演会を開催します（高槻市）

9月は「障がい者雇用支援月間」です。障がいのある方が働き、経済的に自立して生活していくためには、本人への支援だけではなく、事業主やそこで働く方、地域の方々など、多くの皆様のご理解とご支援が不可欠です。高槻市では、月間の取組みとして、障がい者雇用に関心のある方を広く対象とした講演会と、求職者向けの就職相談会を開催します。

■障がい者雇用支援講演会及び就職相談会（無料）■

日時 平成30年9月27日（木）13:30～
場所 ゆう・あいセンター（市立障がい者福祉センター）
高槻市城内町1-11 阪急高槻市駅徒歩15分



- ① 講演会（13:30～15:00 4階 研修室）
第一部 「障がい者採用と職場定着についての基礎知識」
講師：石田 兼二 さん（大阪府障がい者雇用促進センター 上席調査役）
第二部 「障がい者の職場定着に向けた取組（仮題）」
講師：赤田 清澄 さん（大阪医科大学 総務部 人事企画研修課 課長）
- ② 就職相談会（15:00～16:30 4階 第2会議室）（予約制）
障がい者を対象としたハローワーク茨木による就職相談
※当日会場での職業紹介は行っておりません。

●お問合せ・お申込み 産業振興課 TEL 072-674-7411 FAX 072-675-3133

みんなで学ぶワークルールセミナー開催のお知らせ（高槻市）

北摂4市1町（高槻市・茨木市・摂津市・吹田市・島本町）と大阪府総合労働事務所は、労働法を専門とする大学教授の方々に、御自身の研究や、働き方を取り巻く最新情報などを様々な角度から解説していただく連続講座を開催します。どなたでも無料でご受講いただけます。是非ご参加ください。

～こんな方におススメの内容です～

- ・働き方改革に関心がある
- ・働き方についての話題をきちんと聞いてみたい
- ・大学教授の講義を聞いてみたい
- ・労務管理の仕事をしているが、もう少し詳しく知ってみたい



■みんなで学ぶワークルールセミナー（第5回 高槻市開催分）

日時 平成30年11月16日（金）18:30～20:30
場所 高槻市立生涯学習センター 3階 研修室（高槻市桃園町2番1号）
テーマ 「ブラック企業と長時間労働 ～長時間労働の削減と働き方改革に向けて～」
講師 金沢大学名誉教授 名古 道功 さん
申込 参加ご希望の方は、下記連絡先へお電話かFAXで「①お名前②連絡先（電話番号）
③参加希望回（第5回高槻市開催分）」をお知らせください。
※ 連続講座の詳細は、大阪府総合労働事務所ホームページ「催し・講座・募集」
のコーナーでご確認いただけます

●問合せ・申込 大阪府総合労働事務所 TEL: 06-6946-2605 FAX: 06-6946-2635

～次回の高槻ワーキングニュースは平成30年12月25日発行予定です～